

許可番号 04020062263

産業廃棄物処分業許可証

住所 佐賀県多久市多久町757番地5

氏名 真生工業株式会社
代表取締役 中島 功



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 平成30年5月22日

許可の有効年月日 平成37年5月21日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

選別施設：設置場所 福岡県太宰府市水城二丁目629番2

設置年月日 平成20年2月13日

処理能力 15.1t/日（8時間）

以下余白

3. 許可の条件

（1）中間処理（選別）に係る処理前産業廃棄物の保管数量は17.1m³以内とすること。

（2）中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ガラスくず等（廃石膏ボードに限る。））の保管数量は0.4m³以内とすること。

（3）中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ふるい下残さ）の保管数量は1.94m³以内とすること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 5月22日 更新許可

平成30年 5月22日 更新許可

以下余白

（以下裏面記載）

*更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無